

(ケース2) 妊娠を理由にパートにするのも禁止！
… 夜勤ができない場合も禁止です …



え?! 夜勤ができないならパート?

え?! 妊婦さんだけ特別扱いしたら、他の看護師から文句が出ます!



あらすじ

川崎 神奈子さんは、総合病院で働く 10 年目の看護師（正職員）です。奨学金をもらいながら看護師になるという夢を叶えた神奈子さんは、皆が嫌がる夜勤も喜んでこなし、今では外科病棟主任です。

神奈子さんは 3 年前に結婚し、先月、妊娠が判明しました。サラリーマンの夫は、神奈子さんが出産後も仕事をするには大賛成でしたが、待望の赤ちゃん誕生までは夜勤は免除してもらってはどうかと言いました。人一倍責任感の強い神奈子さん自身も、夜勤の日に急に体調が悪くなってシフトに穴をあけては病院に迷惑がかかると考えていたので、出産までは夜勤を免除してほしいと事務長にお願いすることにしました。

事務長からは、「川崎さんをご存知のとおり、うちの病院では夜勤をできない人はみんなパートとして働いてもらっていますよね。お腹の赤ちゃんが大事なので、もちろん日勤のみ勤務は認めますが、来月からはパートとして働いてもらうことになります。」と言われました。神奈子さんは、出産後は正職員に戻れるのかと質問をしましたが、それはその時になってみないとわからないと言われてしまいました。

看護師の仕事が大好きな神奈子さんは、外科病棟主任の仕事にやりがいを感じており、なんとか正職員として頑張り続ける方法はないものかと労働局に相談しました。

労働局の解説

1. 労働基準法第 66 条第 3 項では、「使用者は妊産婦が請求した場合においては、深夜業をさせてはならない」と規定しています。
2. また、男女雇用機会均等法第 9 条第 3 項では、事業主は、「妊娠した女性労働者が深夜業の制限を請求したこと」を理由に「パートタイム労働者への労働契約の変更を強要する等の不利益取扱い」をしてはならないと規定しています。
3. 妊娠中の女性労働者が利用可能な制度は、次ページ「関係法令」のとおりです。事業主は、これらの制度の利用を認めるのみでなく、制度利用を理由とする不利益取扱いをしないよう留意する必要があります。

関係法令 … 妊娠中の女性労働者に関する事業主の義務（又は禁止）

■ 労働基準法第 65 条第 1 項.第 2 項

産前は 6 週間（多胎妊娠の場合は 14 週間／女性労働者が請求した場合）、産後は 8 週間、女性労働者を就業させてはならない。ただし、産後 6 週間を経過後に本人が請求した場合、医師が認めた業務に就かせることは差し支えない。

■ 労働基準法第 65 条第 3 項

妊娠中の女性が請求した場合には、他の軽易な業務に転換させなければならない。

■ 労働基準法第 64 条の 3

妊産婦等を妊娠、出産等に有害な業務に就かせてはならない。

■ 労働基準法第 66 条第 1 項

変形労働時間制の場合でも、妊産婦が請求した場合には、1 日及び 1 週間の法定労働時間を超えて労働させてはならない。

■ 労働基準法第 66 条第 2 項.第 3 項

妊産婦が請求した場合には時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならない。

■ 男女雇用機会均等法第 12 条

女性労働者が妊産婦のための保健指導又は健康診査を受診するために必要な時間を確保しなければならない。

■ 男女雇用機会均等法第 13 条

妊産婦が医師等による指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の短縮、休業等必要な措置を講じなければならない。

神奈子さんのその後 …どのように解決したのか

労働局からは、労働基準法や男女雇用機会均等法について事務長さんに説明しました。事務長さんは労働局の説明は理解してくれましたが、夜間に必要な看護師の人数は法令で定められているため、みんなが夜勤免除を希望すると病院がまわらないという現状について相談がありました。不公平が生じないように、正職員には全員夜勤を義務付けており、それがこなせない人はパートとして取扱っているとのことでした。

この点については病棟主任の神奈子さんもよく理解しており、「正職員のままでいられて、病棟主任で復職できるなら、夜勤免除の間、賃金が減るのは仕方ないと思っています。」とのこと。労働局からは、深夜業の免除は労働基準法上の神奈子さんの権利であること、免除を理由とする不利益取扱いは男女雇用機会均等法で禁止されていることを事務長さんに説明。病院と神奈子さんは、(1)産休までは正職員の身分を継続するが時給制の賃金体系に変更すること、(2)出産後は元のとおり病棟主任として復職することで合意することにしました。結果的に産休までの間の月々の収入は少し減りましたが、正職員として働き続ける道が拓け、神奈子さんは大満足。元気な女の子を出産しました。

産休も育休も取得した後、神奈子さんは復職。1 歳になった長女を病院内に設置された保育施設に預け、元気に夜勤もこなしています。

